

満濃池土地改良区

定 款

満濃池土地改良区 定 款

沿 革	昭和26年	2月14日	制 定
	昭和29年	4月15日	変 更
	昭和30年	5月 4日	変 更
	昭和31年	4月 5日	変 更
	昭和33年	3月29日	変 更
	昭和34年	5月20日	変 更
	昭和35年	5月10日	変 更
	昭和37年	4月 7日	変 更
	昭和38年	4月12日	変 更
	昭和39年	3月30日	変 更
	昭和41年	4月21日	全文改正
	昭和42年	3月30日	変 更
	昭和45年	3月31日	変 更
	昭和51年	3月30日	変 更
	昭和53年	3月18日	変 更
	昭和54年	3月22日	変 更
	昭和60年	3月14日	変 更
	昭和61年	3月13日	全文改正
	平成 3年	3月22日	変 更
	平成 8年	3月12日	変 更
	平成 9年	3月18日	変 更
	平成14年	3月 6日	変 更
	平成19年	3月22日	変 更
	平成22年	3月 8日	変 更
	平成23年	3月23日	変 更
	平成26年	3月19日	変 更
	平成28年	4月11日	変 更
	令和 2年	3月13日	変 更
	令和 7年	3月13日	変 更

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は、満濃池土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川第 19 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域一円の田（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町名	地 域	附 記
まんのう町	真野、岸上の一部、神野の一部、五條、吉野の一部、四條、吉野下、東高篠、西高篠、公文、買田の一部	岸上椿谷、神野岡、吉野五毛、高屋原の区域及び吉野木ノ崎の一部の区域を除く
琴平町	琴平（字川東、字川西）の一部、榎井、五條、苗田、上櫛梨、下櫛梨	琴平（字川西）の一部の区域を除く

善通寺市	与北町、櫛梨町、木徳町、原田町、金蔵寺町、大麻町、生野町及び生野本町一丁目～二丁目、文京町一丁目～四丁目、上吉田町及び上吉田町一丁目～八丁目、下吉田町、稲木町、中村町及び中村町一丁目、弘田町、吉原町及び碑殿町の一部	
丸亀市	垂水町、川西町の一部、郡家町、三条町、柞原町、山北町、城南町、田村町、原田町、中府町一丁目～五丁目、津森町、今津町、新田町、金倉町及び中津町及び塩屋町一丁目～三丁目及び天満町一丁目～二丁目及び城西町一丁目～二丁目及び幸町一丁目～二丁目の一部	金倉町字川西の一部及び中津町字川西の区域を除く
多度津町	大字三井、大字庄、大字青木、大字山階、大字東白方及び大字西白方及び桜川一丁目の一部 大字葛原、大字南鴨、大字道福寺、北鴨一丁目～三丁目、堀江一丁目～四丁目、幸町、若葉町、本通二丁目～三丁目及び寿町及び桜川二丁目の一部	

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 満濃池及びこれに伴う灌漑施設の維持管理
 - 二 満濃池用水幹線水路及びこれに伴う灌漑施設の維持管理
 - 三 満濃池の貯水及び配水の管理並びに地区内溜池の貯水管理
 - 四 満濃池用水幹線水路の新設及び改良
 - 五 前各号の施設の災害復旧工事
- 2 この土地改良区は、第1項第一号の事業に附帯して水源涵養事業を行う。
- 3 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 4 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、公共団体から当該施設を管理委託される場合は、これを受託することができる。
- 5 この土地改良区は、次に掲げる国営・県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。
- 一 香川県営 満濃池用水改良事業
 - 二 香川県営 金倉川沿岸用水改良事業
 - 三 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区馬方支線水路
 - 四 香川県営 老朽溜池等整備事業買田池地区・上池地区
 - 五 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区弘田川左岸支線水路
 - 六 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区土器川左岸支線水路
 - 七 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区吉野支線水路
 - 八 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区丸亀支線水路
 - 九 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区金倉支線水路
 - 十 香川県営 かんがい排水事業竜川地区
 - 十一 香川県営 基幹水利施設補修事業天川地区
 - 十二 香川県営 基幹水利施設補修事業江畑地区
 - 十三 香川県営 農業用河川工作物応急対策事業岸上堰地区
 - 十四 国営 香川農地防災事業宮池導水路地区
 - 十五 国営 香川農地防災事業上池導水路地区
 - 十六 国営 農業用水再編対策事業香川用水土器川沿岸地区
 - 十七 香川県営 農業用河川工作物応急対策事業大麻地区
 - 十八 香川県営 農村地域防災減災事業買田池地区
 - 十九 香川県営 基幹水利施設ストックマネジメント事業満濃池幹線地区

(事業所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県仲多度郡琴平町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良事業（国庫補助事業）に係る公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は四国新聞に掲載するものとする。

第 2 章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、113人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 1 1 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 1 2 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第 1 3 条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 2 0 日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 1 4 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 1 5 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 2 0 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、經常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 1 6 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 1 7 条 この土地改良区の役員定数は、理事 1 6 人及び監事 4 人とする。

(役員の選挙)

第18条 役員は、総代が総代会において選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長)

第19条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 理事長の事務を補佐するため必要があると認めるときは、理事の互選により副理事長を置くことができる。
- 3 理事は、あらかじめその互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。
ただし、規約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第23条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第24条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、地区内にある土地(田)につき地積割に賦課する。ただし、これにより難い場合は総代会が特に定める基準により、賦課することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地(田)につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第26条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき、国営香川用土器川沿岸地区土地改良事業の負担金を負担する。

- 2 前項の負担金に充てるための賦課金は、地区内にある土地(田)につき地積割に賦課する。

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、次に掲げる県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 一 香川県営 満濃池用水改良事業
- 二 香川県営 金倉川沿岸用水改良事業
- 三 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区馬方支線水路
- 四 香川県営 老朽溜池等整備事業買田池地区・上池地区
- 五 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区弘田川左岸支線水路
- 六 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区土器川左岸支線水路

- 七 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区吉野支線水路
- 八 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区丸亀支線水路
- 九 香川県営 かんがい排水事業香川用水地区金倉支線水路
- 十 香川県営 かんがい排水事業竜川地区
- 十一 香川県営 基幹水利施設補修事業天川地区
- 十二 香川県営 基幹水利施設補修事業江畑地区
- 十三 香川県営 基幹水利施設ストックマネジメント事業満濃池幹線地区
- 十四 香川県営 農村地域防災減災事業買田池地区

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、地区内にある土地（田）につき地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第28条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

（督促）

第32条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 3 3 条 第 2 5 条、第 2 6 条、第 2 7 条、第 3 0 条又は第 3 1 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて、金 1 0 0 円につき 1 日金 4 銭の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料 1 0 0 円を過怠金として徴収する。

2 前項の規定による滞納金及び過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の 1 0 0 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定により、これを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 3 4 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに、担当理事を定める。

(加入金)

第 3 5 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 3 6 条 前条の規定による加入金及び法第 4 2 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第 3 3 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 3 7 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 3 8 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 3 9 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(電磁的方法)

第 4 0 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委 任)

第 4 1 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、昭和26年 4月 2日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和29年 5月21日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和30年 6月14日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和31年 7月 3日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和33年 3月29日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和34年 7月18日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和35年 5月10日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和37年 5月19日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和38年12月26日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和39年 5月15日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和41年 6月27日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和43年 8月17日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和45年 5月 9日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和51年 5月15日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和53年 5月10日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和54年 5月28日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和60年 3月30日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和 6 1 年 3 月 2 8 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 3 年 9 月 9 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 8 年 6 月 2 1 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 9 年 4 月 2 4 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 1 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 2 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 2 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成 2 8 年 4 月 1 1 日より施行する。

附 則

この変更定款は、令和 2 年 4 月 2 0 日より施行する。

附 則

この変更定款は、令和 7 年 6 月 3 0 日より施行する。